

# お客様へお知らせ

## 旧みやもり商業開発協同組合発行の「商品券」の払戻しについて

旧みやもり商業開発協同組合が発行した「商品券(額面1,000円と500円)」のご利用は平成28年7月31日をもって終了いたしました。

未使用の商品券につきましては資金決済に関する法律第20条第1項に基づき平成29年4月3日から7月2日まで払戻手続きを行います。

お手数ではございますが、未使用の商品券をお持ちのお客様は、払戻期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

◎対象となる商品券 旧みやもり商業開発協同組合発行の「商品券」



◎払戻期間 平成29年**4月3日(月)**～平成29年**7月2日(日)**

払戻期間内に申出がない場合、当該払戻手続きから除斥されますのでご注意ください。

◎申出方法 未使用商品券と印鑑を「マルシェ生鮮館」レジまでご持参ください。

◎払戻方法 額面の金額を現金にて払戻いたします。

◎払戻時間 **午前9時～午後6時**

◎払戻しができない商品券

- ① 使用済み商品券
- ② 破損により商品券番号が照会できない商品券
- ③ 3分の1以上が滅失している商品券
- ④ 偽造、変造されている商品券

◎払戻場所 「マルシェ生鮮館」レジ(下記「お問合せ先」参照)

◎お問合せ先 発行者: みやもり商業開発協同組合(代表清算人: 似内 宏和)

払戻委託先: マルシェ生鮮館 Tel 0198-67-2239

(所在地)岩手県遠野市宮守町下宮守 30-37-5